

指定管理者 各位

阪南市長 水野 謙二
(公印省略)

令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症」拡大防止にかかる阪南市立住民センターの利用について（お願い）

平素は、住民センターの管理運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、住民センターの利用については、大阪府の感染拡大防止に向けた新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく府民に対する要請を踏まえ、当面の間基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

この度、4月28日に大阪府において、第88回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、5月8日以降は日常における基本的な感染対策について主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされ、府民への要請は終了しました。

上記を踏まえ、5月1日に開催した阪南市新型コロナウイルス対策本部会議において、地域交流館、市民活動センター、市内公民館等の貸館、貸室利用については、施設利用における感染防止対策の実施を励行することを決定しました。

つきましては、指定管理者として、各自治会等で管理運営を頂いている阪南市立住民センターにおかれましても、下記のとおりご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
時節柄、体調管理には十分ご留意ください。

記

1. 対応期間：令和5年5月8日（月）以降

2. 対応内容：利用者への基本的な感染対策（3密の回避、距離の確保、手洗い等、換気）の励行をお願いします。

また、3月13日以降は、マスクの着用は個人の判断に委ねることとなっておりますので、来館される方の意思に反してマスクの着脱を強いることのないようお願いいたします。

なお、指定管理者の判断で住民センターの利用の制限をご検討される場合は、事前に政策共創室にご一報願います。

【基本的な感染対策の例】

①：石けんによる手洗いや手指消毒

②：3密の回避（人と人とが触れ合わない程度の間隔の確保）

③：こまめな換気

<問合せ先>

阪南市未来創生部政策共創室

電話：072-489-4507